

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期間入札の公告

令和 8年 4月27日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月13日 午前 9時00分から 令和 8年 5月19日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月22日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月11日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月27日 午前 9時00分から 令和 8年 5月27日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 尾道市向東町字南長迫
地 番 11000番16
地 目 宅地
地 積 238.38平方メートル
- 2 所 在 尾道市向東町字南長迫11000番地16
家屋 番号 11000番16
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 77.84平方メートル
2階 74.11平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 2月10日
広島地方裁判所福山支部
裁判所書記官 河 合 明日香

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者（共有者B）が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 尾道市向東町字南長迫 |
| | 地 番 | 11000番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 238.38平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾道市向東町字南長迫11000番地16 |
| | 家屋 番号 | 11000番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 77.84平方メートル
2階 74.11平方メートル |



令和 7年（ケ）第 51号

令和 8年 2月 4日提出

現況調査報告書

広島地方裁判所福山支部

執行官 杉原弘展

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 尾道市向東町字南長迫
地 番 11000番16
地 目 宅地
地 積 238.38平方メートル

所有者 A

2 所 在 尾道市向東町字南長迫11000番地16

家屋 番号 11000番16

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 77.84平方メートル
2階 74.11平方メートル

共有者 B 持分10分の1

共有者 亡 C 相続財産 持分10分の9



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件 1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 雑種地(物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図(法 14 条 1 項地図)のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 土地所有者 上記の者が本件土地上に下記建物を共有して、占有している <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件 2
種類・構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者(B) 上記の者が本建物を 若干の動産を残置し空家の状態で 占有している。 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)		
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> B, C (建物共有者)	
占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>	
■関係人 (■ B (占有者) <input type="checkbox"/> ()) の陳述 / <input type="checkbox"/> 提示文書 () の要旨		
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input checked="" type="checkbox"/> 使用貸借 <input type="checkbox"/>	
占有開始時期	平成 9 年 9 月 5 日 (建物新築時)	
最初の契約等	契約日	平成 9 年 9 月 5 日ころ
	期間	平成 9 年 9 月 5 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新	
現在の契約等	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
	借主	<input checked="" type="checkbox"/> 占有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払 (分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)	
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>	
その他		
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

その他の事項

物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。

物件1の土地は、その東側を市道（11000-1は尾道市の公衆用道路）に接面している。

本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (建物共有者)	<p>本件建物は、私と夫（亡建物共有者C）が住居として利用していましたが、夫は令和5年7月に亡くなり、私も令和7年3月に転居し、本件建物は空家となっています。</p> <p>建物内外に残っている家財道具については、搬出することは困難です。買受人において利用、処分していただければ助かります。</p> <p>土地所有者AはCの父です。本件建物の敷地の地代等は支払っていませんし、貸借期間の定め也没有ありません。</p> <p>本件建物と西側隣家との間にビニール波板の屋根が設置されていますが、西側隣家が娘の家だったために、行き来しやすいようにCが作ったものです。</p>

執行官の意見

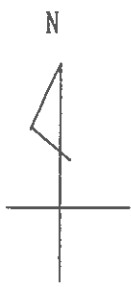
本件土地建物には、建物共有者の陳述に沿った占有が認められ、第三者の占有の表徴は観られなかった。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月25日 9:00 - 9:20	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
7年12月25日	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 登記事項要約書交付申請
8年 1月 7日		期日通知書兼賃貸借等照会書送付
8年 1月15日 8:30 - 8:40		建物共有者から占有状況等電話聴取
8年 1月23日 9:45 - 10:30	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 8年 1月23日 目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

地図に準ずる図面

4 13120-3



No. → 写真撮影位置・方向

11000-6

11000-1

11000-1

11000-8

11000-21

11000-27

11000-38

11000

11000-9

11000-20

11000

11000-10

11000-19

11000-28

11000-37

11000-11

11000-18

11000-29

11000-36

11000-12

11000-17

11000-30

11000-35

11000-13

11000-16
物件(1)

11000-31

11000-34

11000-14

11000-15

11000-32

11000-33

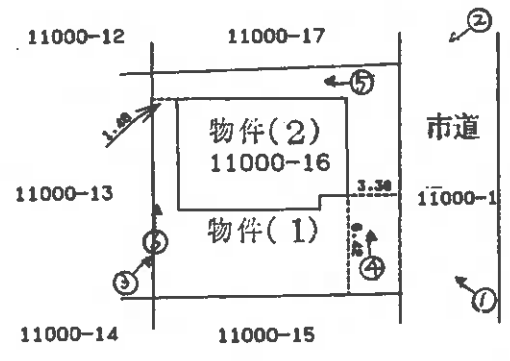
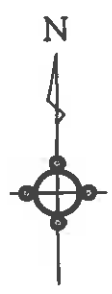
11000

H 9 . 9 . 9

建 物 図 面 各 階 平 面 図

家屋番号 11000-16

建物の所在 尾道市向東地字南長迫 11000-16



申請人

縮尺 1/500

建物間取図

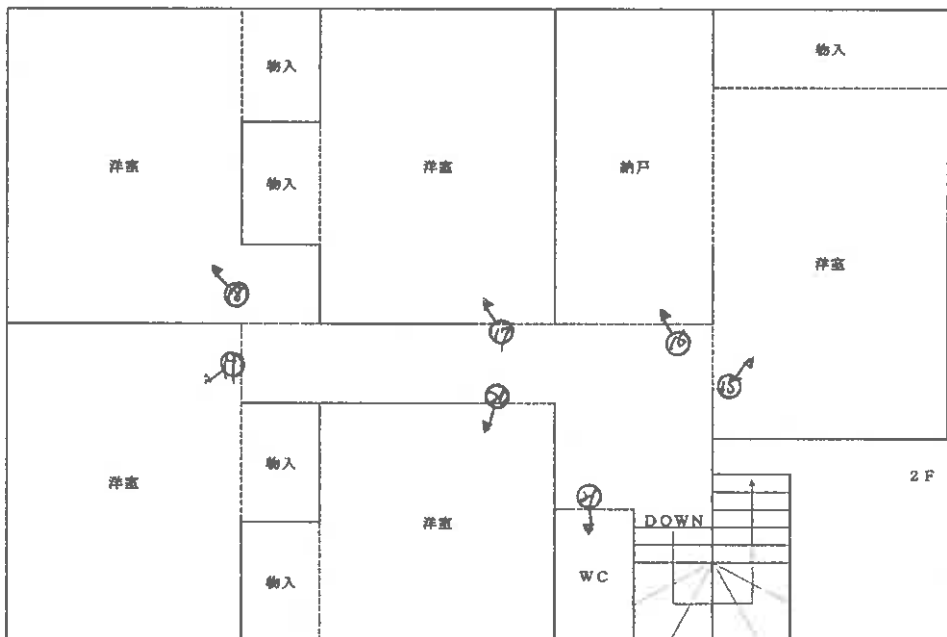
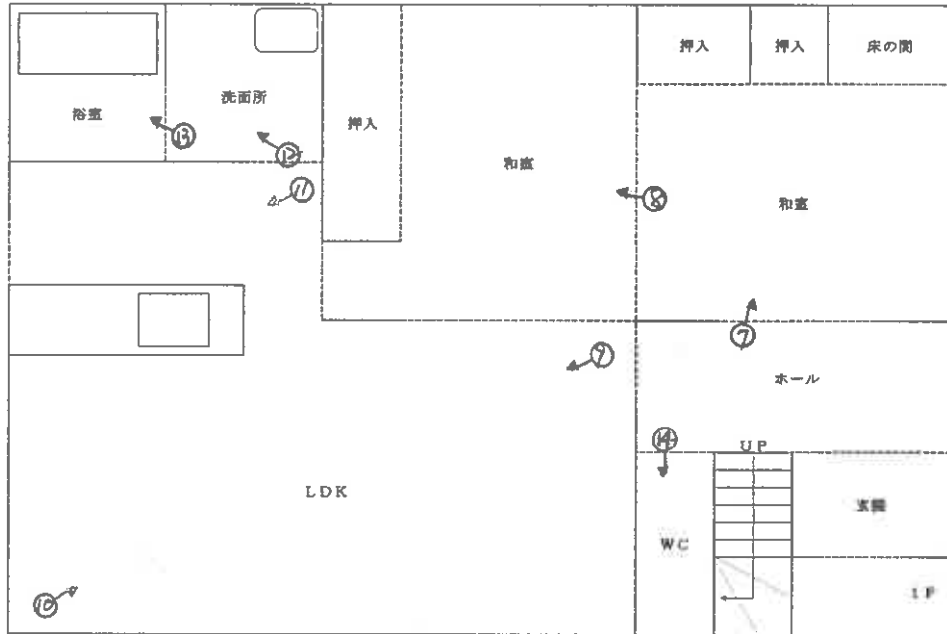


写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



令和 7年(ㄉ) 第 51号
令和 8年 1月 23日 現地調査
令和 8年 2月 4日 評価

広島地方裁判所 福山支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

廣瀬 啓文

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,628,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,847,000円
物件2(建物)	金 781,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	尾道市向東町字南長迫 11000番16 宅地 238.38㎡	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	尾道市向東町字南長迫11000 番地16 11000番16 居宅 木造瓦葺2階建 1階 77.84㎡ 2階 74.11㎡ 延べ 151.95㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR山陽本線「尾道」駅 南東方・直線距離約3.6km (別添「位置図」参照)		
付近の状況	傾斜地に戸建住宅の建ち並ぶ住宅団地。		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 - 70% 400% なし 宅地造成等工事規制区域	
面地条件	規模 238.38 m ²	間口 約 14.8 m 奥行 約 15.8 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 中間画地	
接面道路の状況	東側 約6m 舗装市道 高低差 画地が約0~1.5m高い (建築基準法第42条1項道路)		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は住宅。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
特記事項	尾道市建築課で事前相談の結果、本件土地は線引前に許可を受けた住宅団地であり、第三者が取得し住宅として居住及び建替えをすることは可能である旨の回答を得た。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 北側隣地より約1.5m高い。 南側隣地より約1.2m低い。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	物件2 主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 9年 9月 5日 新築 経過年数：約 28年 経済的残存耐用年数：約 2年
仕 様	構造：第3 目的物件欄記載のとおり。 屋根：第3 目的物件欄記載のとおり。 外壁：吹付等 内壁：ビニールクロス、砂壁等 天井：ビニールクロス、底目天井等 床：フローリング、畳等 設備：電気、給排水等 その他：特になし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	ペットを飼育していた形跡があり、壁や床にキズがある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	24,400	0.81	238.38	0.70	1	3,298,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を幅員約6m舗装市道に略等高接面する地積約250㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格 (尾道-16)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
36,900	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{150}$	24,400

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

道路との高低差	0.90
隣地との高低差	0.90
相乗積	0.81

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	150,000	151.95	0.02	1	456,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
28 年	2 年	30 年

残価率	観察減価
0 %	70 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.02$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ
1	3,298,000	0.20	使用借権	660,000

イ 土地利用権等割合 土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を 20 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)		占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円)
	ア	イ					(ア+イ)×ウ×エ×オ
1	3,298,000	-	660,000		1.00	0.70	1,847,000
2	456,000	+	660,000	1.00	1.00	0.70	781,000
一括価格 (合計)							2,628,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（尾道-16）

所 在 : 尾道市向東町字肥浜新開8617番8外
価 格 : 36,900円/㎡
位 置 : JR山陽本線「尾道」駅 南東方 道路距離約6.5kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 178㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南西側4m私道
用 途 指 定 等 : 第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に空地等が見られる閑静な住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	3,978,323 円	（1㎡当たり 16,689 円）	課税地積	238.38 ㎡
物件2	2,187,634 円	（1㎡当たり 14,397 円）	課税床面積	151.95 ㎡

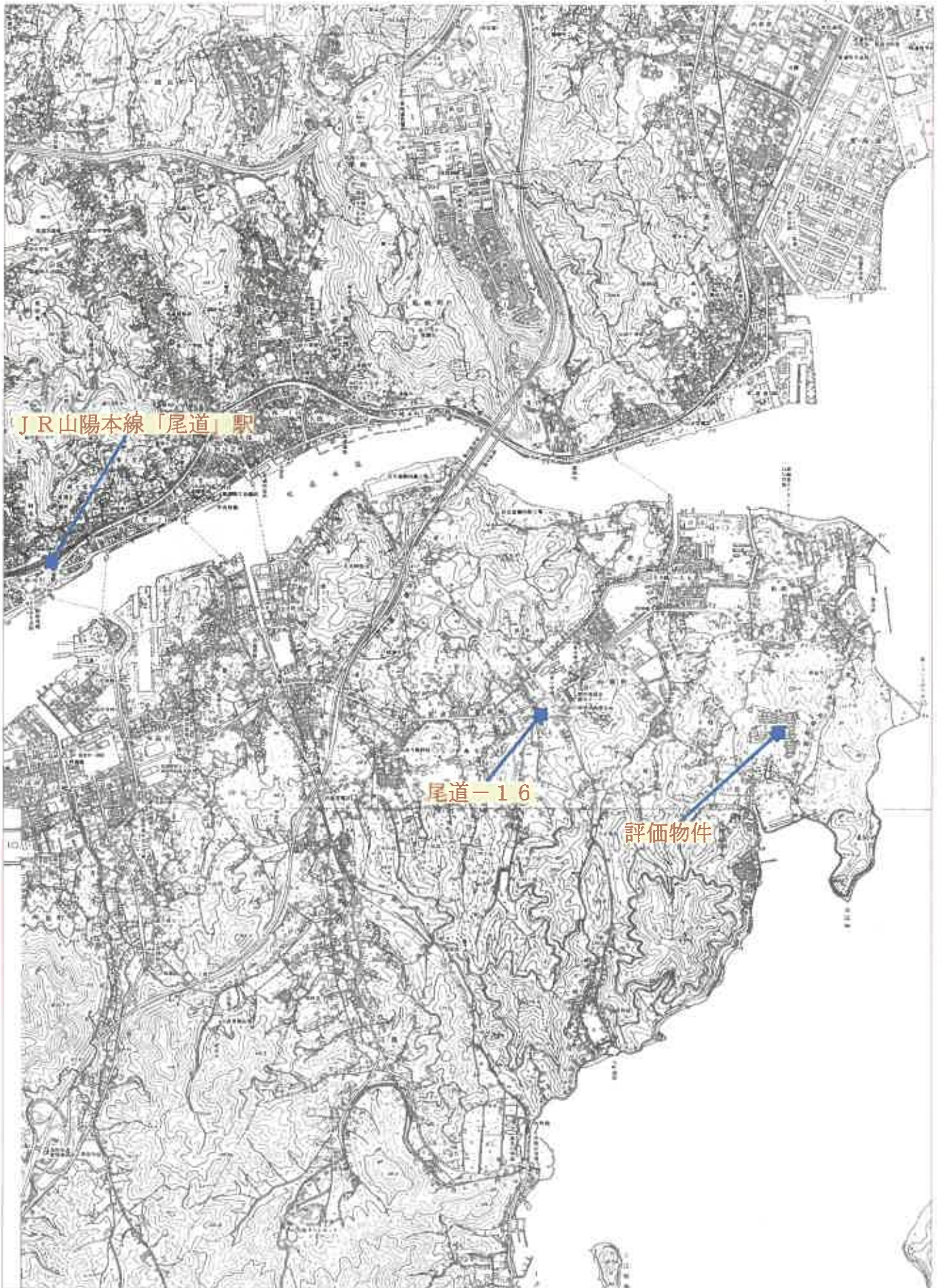
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 位置図（尾道市「白図」縮尺 1/25,000、1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図

以 上

位置図



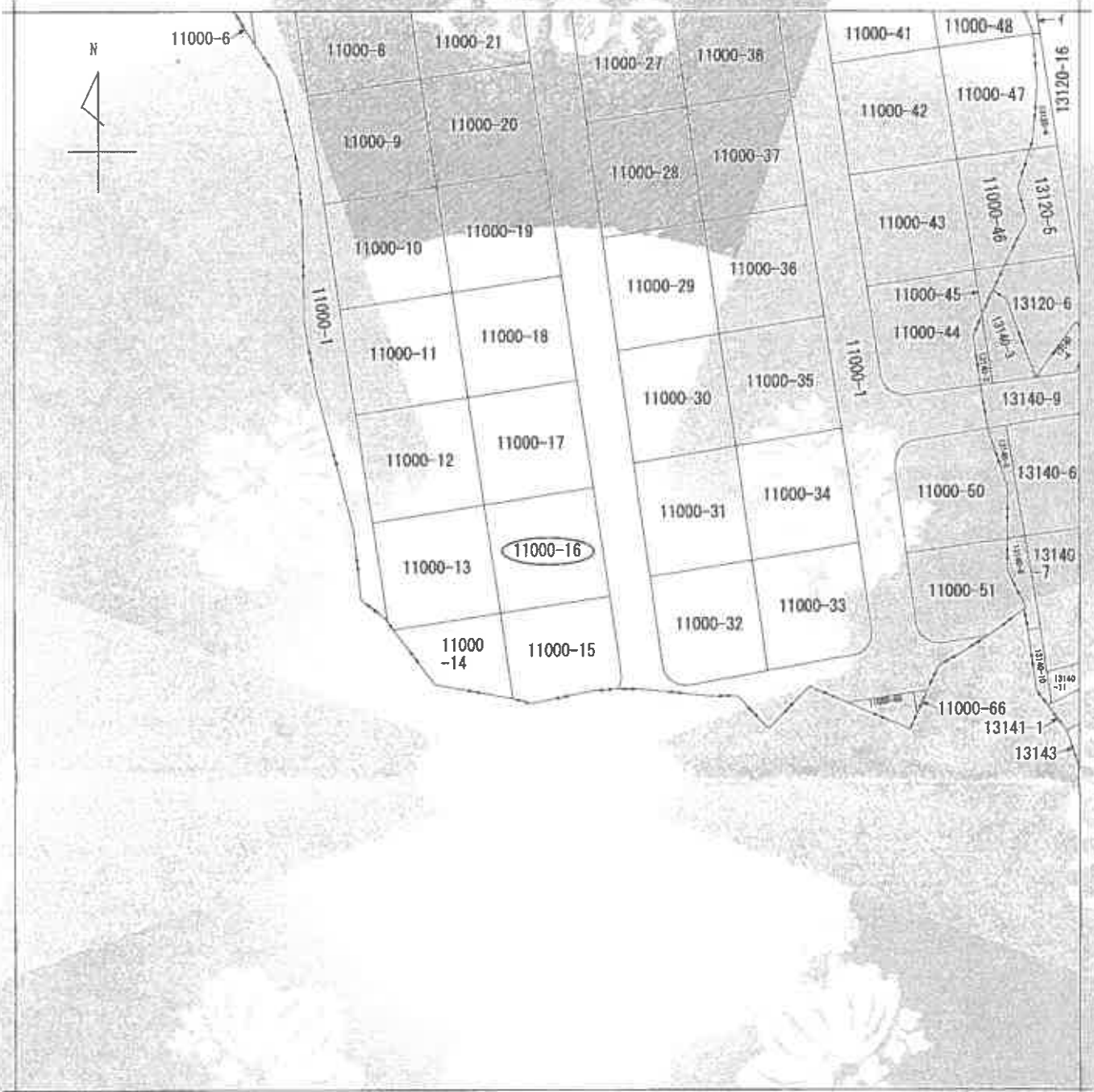
位置図



公図写し

A3をA4に縮小

4 13120-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	尾道市向東町南長迫		地番	11000番16	
出力幅	1/600	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備考年月日(原図)		補記事項
				種類		旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(広島法務局尾道支局管轄)
令和7年10月20日
福岡法務局

地図整理番号：M78222

登記官

(1/1)

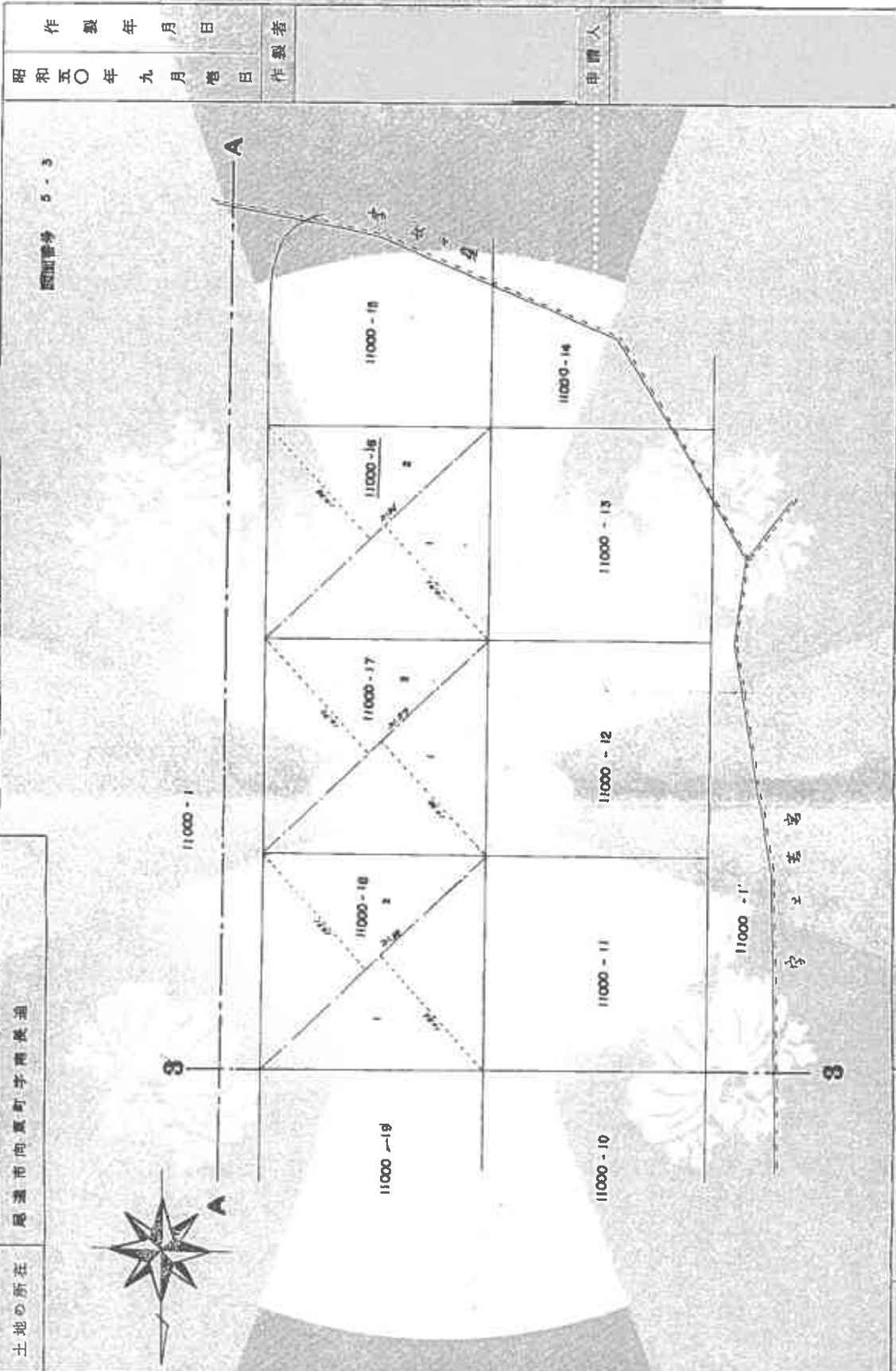
登記年月日：昭和50年9月20日

0265807

地番	11000-16 乃至 11000-23
土地の所在	尾道市向原町字南長通

地積測量図

図面番号 5-3



(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺	1 / 300
----	---------

(4/7)

地籍管理番号：M78223

これは図面に記載されている内容を証明したものであり、
 (広島法務局尾道支局管理)
 令和7年10月20日 瀬田法務員

COPY

3/7

登録年月日：昭和50年9月20日

0265810

番 11000 - 16 乃至 11000 - 23

土地所在 尾道市向東町字筒長迫

6/7

作製年月日 昭和五〇年九月十日

作成者

申請人

求 積

地 番	積 算 額	欠 算 額	積 算 額	欠 算 額	積 算 額	欠 算 額	積 算 額	欠 算 額	積 算 額	欠 算 額
11000-16										
1	21,186	10,191	236,4926		21,186	10,189	236,4732		2,100	34,834
2	21,186	10,190	236,274		21,186	10,184	236,3872		9,800	36,038
計			472,7666				472,8604			70,872
%			238,13035				238,13032			36,37
11000-17					11000-21					
1	21,187	10,188	237,9486		21,183	10,193	239,6849			
2	21,187	10,182	238,0204		21,183	10,186	239,8177			
計			475,9690				479,5026			
%			238,13033				239,2883			
11000-18					11000-22					
1	21,188	10,188	237,6166		2,190	0,228	0,812			
2	21,188	10,181	238,7108		2,488	0,400	0,988			
計			476,3274		1,900	0,628	1,235			
%			238,13038		1,244	0,780	0,9886			
11000-19					1,388	0,270	0,7698			
1	21,188	10,191	238,2826		2,120	0,164	1,3588			
2	21,185	10,184	238,1834		3,120	0,860	1,7472			
計			476,4660		4,000	0,470	1,890			
%			237,10178		18,780	3,200	50,486			
11000-20					10,186	3,028	184,0814			
1	21,187	10,186	237,10178		10,188	3,028	184,0814			
2	21,187	10,186	237,10178		10,188	3,028	184,0814			
計			474,20356		11,168	12,056	368,1628			
%			237,10177				482,16117			
11000-21							331,33086			

(広島県土地家屋調査士会印)

縮 尺 1 /

これは図面に記録されている内容を証明し、複製したものである。
(広島法務局尾道支局管轄)
令和7年10月20日 福脇法務局

登記年月日：平成9年9月9日

2732333 各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 H19 9.9
11000-16
建物の所在 尾道市向東知字南長泊 11000-16



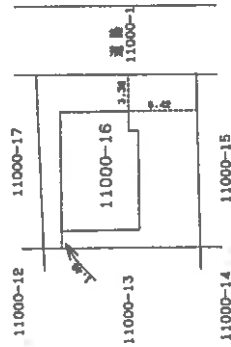
求積表

6.370 x 10.920	=	69.583400
0.910 x 9.100	=	8.281000
合計		77.864400
床面積		77.86 ⁴ ㎡



求積表

4.550 x 10.920	=	49.688000
0.455 x 9.190	=	4.172450
2.275 x 9.100	=	20.702500
合計		74.562950
床面積		74.56 ³ ㎡



作製者

縮尺 1/250

単 價 入

縮尺 1/500

(広島県土地審議調査士会印紙)

